

## 振り込め詐欺救済法への対応について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)が平成20年6月21日に施行されました。

この法律は、被害者救済の観点から振り込め詐欺等の被害に遭われた方に返還するための手続き等について定められたものです。

当金庫は、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受付いたしております。

### 『振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口』

- ・受付窓口・・・伊万里信金事故届け受付センター
- ・電話番号・・・0120-23-3187
- ・受付時間・・・9:00～17:00(平日)

犯罪に利用された振込先口座については、預金保険機構のホームページに公告されております。 <http://furikomesagi.dic.go.jp/>

当金庫は、今後とも振り込め詐欺等の被害発生防止ならびに被害者救済に取り組んでまいります。

伊万里信用金庫